



2024年12月16日

各 位

会社名 株式会社ラストワンマイル  
代表者名 代表取締役会長兼CEO 渡辺 誠  
(コード番号: 9252 東証グロース)  
問合せ先 取締役執行役員 財務経理部長 市川 康平  
(電話番号 050-1781-0250)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行(以下「本株式発行」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発行の概要

(1)	払込期日	2025年1月10日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 65,900株
(3)	発行価額	1株につき2,228円
(4)	発行総額	146,825,200円
(5)	割当予定先	当社の取締役 3名 38,600株 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 当社の従業員 1名 300株 当社子会社の取締役 4名 21,000株 当社子会社の従業員 1名 6,000株
(6)	その他	本新株式の発行は、金融商品取引法施行令第2条の12第1項に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券届出書及び有価証券通知書の提出は不要となります。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年11月28日開催の定時株主総会において、当社の対象取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)について、ご承認いただきました。本制度に関しては、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること、対象取締役は、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分(以下「交付」といいます。)を受けるものとする、これにより交付され

る当社の普通株式の総数は、年5万株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とすること、その1株当たりの払込金額は、株式の発行又は処分及び割当にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役に係る職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し金銭報酬債権合計86,000,800円を支給し、当該取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、普通株式38,600株を割り当てることといたしました。また、当社の従業員及び当社子会社の取締役及び従業員に対しても同様の目的で、金銭報酬債権合計60,824,400円を支給し、当社の従業員及び当社子会社の取締役及び従業員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、普通株式27,300株を割り当てることといたしました(以下、割当予定先である対象取締役3名、従業員1名および子会社取締役4名、子会社従業員1名を合わせて「付与対象者」といいます。)

本株式発行において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 割当契約の概要

本割当契約の概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

付与対象者が当社の取締役の場合は、本株式の払込期日(2025年1月10日)から付与対象者である当社取締役が当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ。)、執行役員及び使用人(以下「当社取締役等」といいます。)のいずれの地位も喪失する(但し、当該地位の喪失と同時に当社取締役等の地位のいずれかに就任若しくは就職又は再任する場合は除きます。)日までの間とします。

付与対象者が当社の取締役以外の者である場合は、本株式の払込期日から付与対象者が当社又は当社の完全子会社並びに当社及び当社の完全子会社が発行済み株式の100%を保有する会社(以下あわせて「当社完全グループ会社」という。)の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ。)、監査役、執行役員及び使用人(以下あわせて「当社完全グループ会社取締役等」といいます。)のいずれの地位も喪失する(但し、当該地位の喪失と同時に当社完全グループ会社取締役等の地位のいずれかに就任若しくは就職又は再任する場合は除く。以下同じ。)日までの間とします。

上記に定める譲渡制限期間において、付与対象者は、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません(以下「本譲渡制限」といいます。)

#### (2) 譲渡制限の解除条件

本株式の交付日から1年間(以下「役務提供期間」という。)、継続して、当社取締役においては当社取締役等の地位にあったこと、当社取締役以外の付与対象者については当社完全グループ会社取締役等の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点で、本譲渡制限は解除されます。

また、役務提供期間満了前に当社取締役等(付与対象者が当社取締役の場合)又は当社完全グループ会社取締役等(付与対象者が当社取締役以外の場合)のいずれの地位も喪失した場合であっても、死亡、その他正当な理由がある場合であって、当社の取締役会が認めた場合には、当該地位喪失日、当該当社の取締役会の決議日及び本株式の交付日が属する当社の事業年度終了後3か月を経過する日のいずれか最も遅い時点において本譲渡制限が解除されます。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

付与対象者が、役務提供期間満了前に当社取締役等（付与対象者が当社取締役の場合）又は当社完全グループ会社取締役等（付与対象者が当社取締役以外の場合）のいずれの地位も喪失した場合には、前記2. 譲渡制限の解除条件に従い当社の取締役会において本譲渡制限の解除が認められた場合を除き、本株式の全部（当社の取締役会において本株式の一部について本譲渡制限の解除が認められた場合には本株式の残りの全て）について、当社の取締役会が決定した日をもって無償取得するものとします。

また、以下の事由が付与対象者に発生した場合には、当社は当該事由が発生した時点をもって、本株式を当然に無償取得します。

- ① 付与対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 付与対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ③ 付与対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ④ 付与対象者が、直接的又は間接的を問わず、当社完全グループ会社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任若しくは就職した場合（但し、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
- ⑤ 付与対象者が当社完全グループ会社に対する善管注意義務に違反した場合若しくは当社完全グループ会社に対して背信的な行為を行った場合
- ⑥ 付与対象者が法令、当社完全グループ会社の内部規程、又は割当契約若しくは当社完全グループ会社と付与対象者との間の契約、その他付与対象者に適用される規定に重要な点で違反したと当社が合理的に判断した場合
- ⑦ 付与対象者が、当社完全グループ会社に対して損害又はそのおそれをもたらしたと当社が認めた場合、その他本株式を付与した趣旨に照らし譲渡制限の解除を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- ⑧ 付与対象者が、反社会的勢力又は反市場的勢力であるか、又はこれらのいずれかに該当するおそれがあると当社が認めた場合

上記の場合を除き、役務提供期間及び本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部は、当該時点の直後の時点をもって、当社に当然に無償取得されます。

(4) 組織再編等が実施される場合の本株式の取扱い

当社は、次の各号に掲げる事項に関し、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という）が本譲渡制限期間中に到来する場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本株式の全部について当社は当然に無償で取得します。

- ① 当社が消滅会社となる合併：合併の効力発生日
- ② 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転：株式交換又は株式移転の効力発生日
- ③ 株式の併合（当該株式の併合により付与対象者の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）：株式の併合の効力発生日
- ④ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得：会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑤ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）：会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
- ⑥ 日本国内のすべての金融商品取引所における当社の普通株式の上場の廃止（上記各号に該当する場合を除く）：日本国内のすべての金融商品取引所における当社の普通株式の上場が廃止される日

(5) 株式の管理に関する定め

付与対象者は、本払込期日までに、当社が指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により、本株式に係る記載又は記録を行う口座（以下「本証券口座」という）の開設を行

い、本譲渡制限期間中、本株式を本証券口座において保管するものとします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2024年12月13日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,228円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上